

第4章 目標達成に向けたサービスの整備

1 計画に見込むサービスの種類及び見込量の単位

【第4期計画における障害福祉サービス等の見込量一覧】

(※地域生活支援事業は除く)

種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス	居宅介護	5,948時間 372人	6,323時間 396人	6,725時間 421人
	重度訪問介護	12,472時間 34人	13,080時間 36人	3,718時間 38人
	同行援護	1,626時間 56人	1,659時間 57人	1,692時間 58人
	行動援護	675時間 20人	709時間 22人	745時間 24人
	重度障害者等包括支援	150時間 1人	150時間 1人	150時間 1人
短期入所		432人日 53人	459人日 57人	486人日 61人
日中活動系サービス	生活介護	6,213人日 333人	6,528人日 341人	6,859人日 350人
	自立訓練（機能訓練）	57人日 3人	60人日 4人	63人日 5人
	自立訓練（生活訓練）	491人日 29人	532人日 32人	576人日 35人
	就労移行支援	431人日 30人	452人日 33人	475人日 36人
	就労継続支援（A型）	508人日 26人	544人日 30人	583人日 34人
	就労継続支援（B型）	4,874人日 270人	5,159人日 275人	5,462人日 280人
	療養介護	19人 19人	20人 20人	21人 21人
居住系サービス	共同生活援助	178人	190人	202人
	施設入所支援	75人	73人	71人
相談支援	計画相談支援	104人	109人	115人
	地域移行支援	5人	10人	15人
	地域定着支援	20人	25人	30人
障害児支援サービス	児童発達支援	849人日 74人	891人日 77人	936人日 81人
	医療型児童発達支援	16人日 2人	18人日 2人	20人日 2人
	放課後等デイサービス	1,038人日 147人	1,142人日 162人	1,258人日 178人
	保育所等訪問支援	8回	10回	10回
	障害児相談支援	22人	23人	24人
見込量単位	訪問系サービス 日中活動系サービス 居住系サービス 相談支援 障害児支援サービス	上段：月平均利用時間総数【時間】・下段：月間実利用見込者数【人】 上段：月平均利用日数総数【人日】・下段：月間実利用見込者数【人】 利用実人員【人】 月平均利用人数【人】 月平均利用日数総数【人日】・実利用見込者数【人】・月平均訪問回数【回】		

2 障害福祉サービス等の利用見込みと整備方策

(1) 訪問系サービス

【居宅介護 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用時間総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	127 人	137 人	144 人	151 人
	利用時間総数	2,521 時間	2,806 時間	2,946 時間	3,093 時間
知的障害のある人	実利用者数	78 人	91 人	96 人	101 人
	利用時間総数	975 時間	1,157 時間	1,215 時間	1,276 時間
精神障害のある人	実利用者数	96 人	121 人	133 人	146 人
	利用時間総数	1,229 時間	1,717 時間	1,889 時間	2,078 時間
障害のある児童	実利用者数	26 人	23 人	23 人	23 人
	利用時間総数	296 時間	268 時間	273 時間	278 時間
合計	実利用者数	327 人	372 人	396 人	421 人
	利用時間総数	5,021 時間	5,948 時間	6,323 時間	6,725 時間

【重度訪問介護 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用時間総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	27 人	32 人	34 人	36 人
	利用時間総数	5,935 時間	12,152 時間	12,760 時間	13,398 時間
知的障害のある人	実利用者数		1 人	1 人	1 人
	利用時間総数		160 時間	160 時間	160 時間
精神障害のある人	実利用者数		1 人	1 人	1 人
	利用時間総数		160 時間	160 時間	160 時間
合計	実利用者数	27 人	34 人	36 人	38 人
	利用時間総数	5,935 時間	12,472 時間	13,080 時間	13,718 時間

※知的障害と精神障害は、平成 26 年 4 月から対象となりました。

【同行援護 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用時間総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	51 人	56 人	57 人	58 人
	利用時間総数	1,436 時間	1,626 時間	1,659 時間	1,692 時間
障害のある児童	実利用者数	0 人	2 人	2 人	2 人
	利用時間総数	0 時間	12 時間	12 時間	12 時間

※同行援護のサービスの内容の範囲は、外出時における以下の支援です。

- ・移動時及びそれに伴う外出時において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

【行動援護 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用時間総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
知的障害のある人	実利用者数	16 人	16 人	17 人	18 人
	利用時間総数	544 時間	583 時間	612 時間	643 時間
精神障害のある人	実利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
	利用時間総数	0 時間	21 時間	22 時間	23 時間
障害のある児童	実利用者数	3 人	3 人	4 人	5 人
	利用時間総数	57 時間	71 時間	75 時間	79 時間
合計	実利用者数	19 人	20 人	22 人	24 人
	利用時間総数	601 時間	675 時間	709 時間	745 時間

【重度障害者等包括支援 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用時間総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
	利用時間総数	0 時間	150 時間	150 時間	150 時間
知的障害のある人	実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用時間総数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
精神障害のある人	実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用時間総数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
障害のある児童	実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用時間総数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
合計	実利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
	利用時間総数	0 時間	150 時間	150 時間	150 時間

【訪問系サービス全体 利用見込量】 上段：実利用者数 下段：月平均利用時間総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	205 人	226 人	236 人	246 人
	利用時間総数	9,892 時間	16,734 時間	17,515 時間	18,333 時間
知的障害のある人	実利用者数	94 人	107 人	113 人	119 人
	利用時間総数	1,519 時間	1,900 時間	1,987 時間	2,079 時間
精神障害のある人	実利用者数	96 人	122 人	134 人	147 人
	利用時間総数	1,229 時間	1,877 時間	2,049 時間	2,238 時間
障害のある児童	実利用者数	29 人	26 人	27 人	28 人
	利用時間総数	353 時間	339 時間	348 時間	357 時間
合計	実利用者数	424 人	481 人	510 人	540 人
	利用時間総数	12,993 時間	20,850 時間	21,899 時間	23,007 時間

【訪問系サービス全体 見込量算出の考え方】

- 平成 23 年度から平成 25 年度までのサービス利用実績、各障害者手帳の増加率、また「生活実態・意向調査」の結果等から、今後のサービス利用量は、身体障害、知的障害については平成 26 年度から毎年 1.05 倍ずつ（25 年度実績から 4 年間で 1.215 倍）、児童については、毎年 1.02 倍ずつ（25 年度実績から 4 年間で 1.082 倍）、精神障害については、1.1 倍ずつ（25 年度実績から 4 年間で 1.464 倍）増加するものと見込みました。
- なお、同行援護については、平成 26 年度から毎年 1.02 倍ずつ（25 年度実績から 4 年間で 1.082 倍）、行動援護については、平成 26 年度から毎年 1.05 倍ずつ（25 年度実績から 4 年間で 1.215 倍）の増加率を見込みました。
- 平成 26 年 4 月より、重度訪問介護について、知的・精神障害の方も対象とされましたが、26 年度の利用実績はなく、それぞれ毎年 1 人の利用を見込みました。
- 重度障害者等包括支援については、今後も事業所確保が困難と予測されます。「居宅介護と移動支援の組み合わせ」もしくは「重度訪問介護」の利用が中心となるものとして、身体障害のみ見込量を算出しました。

【訪問系サービス全体 見込量確保のための整備方策】

- 訪問系サービスについては、多様な事業者の参入があり、量的には確保されている状況です。しかしながら、サービスの質については、利用者からさまざまな要望があります。サービスの質の向上を目指し、ホームヘルパーの知識・スキル向上のための講座・講習等の受講を奨励し、障害のある人のニーズや障害の特性に応じたより適切なサービスが提供されるよう事業者働きかけます。

(2) 短期入所

【短期入所 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用日数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	20 人	25 人	26 人	27 人
	利用日数	150 人日	173 人日	182 人日	191 人日
知的障害のある人	実利用者数	12 人	15 人	16 人	17 人
	利用日数	115 人日	160 人日	168 人日	176 人日
精神障害のある人	実利用者数	1 人	3 人	4 人	5 人
	利用日数	3 人日	35 人日	40 人日	45 人日
障害のある児童	実利用者数	8 人	10 人	11 人	12 人
	利用日数	46 人日	64 人日	69 人日	74 人日
合計	実利用者数	41 人	53 人	57 人	61 人
	利用日数	314 人日	432 人日	459 人日	486 人日

【短期入所 見込量算出の考え方】

○平成 23 年度から平成 25 年度までのサービス利用実績の推移と「生活実態・意向調査」の結果等から、毎年度 1.05 倍ずつの増加を見込みました。

【短期入所 見込量確保のための整備方策】

- 緊急時に確実に利用できることや医療援助等のニーズに対応したサービス提供等の課題に対し、事業者と協議・連携し、安心して短期入所が利用できる体制づくりに努めます。
- 今後の基盤整備については、新規施設の整備だけでなく、既存施設等の活用などの方策も検討します。

(3) 日中活動系サービス

【生活介護 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	142 人	155 人	159 人	162 人
	利用日数総数	2,400 人日	2,671 人日	2,805 人日	2,945 人日
知的障害のある人	実利用者数	150 人	174 人	178 人	184 人
	利用日数総数	2,889 人日	3,458 人日	3,631 人日	3,813 人日
精神障害のある人	実利用者数	3 人	4 人	4 人	4 人
	利用日数総数	44 人日	84 人日	92 人日	101 人日
合計	実利用者数	295 人	333 人	341 人	350 人
	利用日数総数	5,333 人日	6,213 人日	6,528 人日	6,859 人日

【自立訓練（機能訓練・生活訓練） 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	2 人	3 人	4 人	5 人
	利用日数総数	36 人日	57 人日	60 人日	63 人日
知的障害のある人	実利用者数	8 人	8 人	9 人	10 人
	利用日数総数	162 人日	170 人日	179 人日	188 人日
精神障害のある人	実利用者数	11 人	21 人	23 人	25 人
	利用日数総数	169 人日	321 人日	353 人日	388 人日
合計	実利用者数	21 人	32 人	36 人	40 人
	利用日数総数	367 人日	548 人日	592 人日	639 人日

【就労移行支援 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	1 人	2 人	3 人	4 人
	利用日数総数	19 人日	36 人日	38 人日	40 人日
知的障害のある人	実利用者数	7 人	9 人	10 人	11 人
	利用日数総数	153 人日	168 人日	176 人日	185 人日
精神障害のある人	実利用者数	7 人	19 人	20 人	21 人
	利用日数総数	148 人日	227 人日	238 人日	250 人日
合計	実利用者数	15 人	30 人	33 人	36 人
	利用日数総数	320 人日	431 人日	452 人日	475 人日

【就労移行支援 見込量算出の考え方】

○国の基本指針では、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年年度末の利用者数から 6 割以上増加させることを目指すとされています。本計画では、平成 25 年度末利用者数が 15 人なので、6 割以上の 36 人を見込みました。

第 4 章 目標達成に向けたサービスの整備

○就労移行支援事業は、一般就労を目指して訓練を行う事業であり、利用年限 2 年間で修了します。毎年度において国目標数の利用者を確保することは困難であり、また就労移行事業所も少ない状況です。

○しかし、平成 27 年度から就労継続 B 型の利用における経過的措置も終了することから、支援学校卒業生の利用が増えることを勘案し、6 割以上の目標を設定しました。

【就労継続支援（A 型） 利用見込量】 上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数総数	42 人日	49 人日	51 人日	54 人日
知的障害のある人	実利用者数	9 人	12 人	14 人	16 人
	利用日数総数	191 人日	253 人日	266 人日	279 人日
精神障害のある人	実利用者数	5 人	12 人	14 人	16 人
	利用日数総数	93 人日	206 人日	227 人日	250 人日
合計	実利用者数	16 人	26 人	30 人	34 人
	利用日数総数	326 人日	508 人日	544 人日	583 人日

【就労継続支援（B 型） 利用見込量】 上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	32 人	35 人	36 人	38 人
	利用日数総数	553 人日	645 人日	677 人日	711 人日
知的障害のある人	実利用者数	154 人	175 人	177 人	179 人
	利用日数総数	2,889 人日	3,398 人日	3,568 人日	3,746 人日
精神障害のある人	実利用者数	55 人	60 人	62 人	63 人
	利用日数総数	693 人日	831 人日	914 人日	1,005 人日
合計	実利用者数	241 人	270 人	275 人	280 人
	利用日数総数	4,135 人日	4,874 人日	5,159 人日	5,462 人日

【(療養介護を除く) 日中活動系サービス全体 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	179 人	197 人	204 人	211 人
	利用日数総数	3,050 人日	3,458 人日	3,631 人日	3,813 人日
知的障害のある人	実利用者数	329 人	378 人	388 人	400 人
	利用日数総数	6,284 人日	7,447 人日	7,820 人日	8,211 人日
精神障害のある人	実利用者数	83 人	116 人	123 人	129 人
	利用日数総数	1,147 人日	1,669 人日	1,824 人日	1,994 人日
合計	実利用者数	591 人	691 人	715 人	740 人
	利用日数総数	10,481 人日	12,574 人日	13,275 人日	14,018 人日

【(療養介護を除く) 日中活動系サービス全体 見込量の算出の考え方】

○利用見込量は、次のように算出しました。

$$\text{サービス見込量} = (\text{月間の実利用見込者数}) \times (1 \text{ 人あたり平均利用量【日数・時間】})$$

【(療養介護を除く) 日中活動系サービス全体 利用見込者数の算出】

○平成 29 年度の日中活動系サービス全体の利用者数を 740 人と見込み（下表）、各事業別の人数については、平成 23 年度から 25 年度までの実績の推移と事業者確保の状況を勘案して算出しました。

区 分	利用見込者数
①平成 25 年度日中活動系サービスの利用者（実績値）	591 人
②平成 26 年度日中活動系サービスの利用者（予測値）	684 人
③支援学校等からの卒業生	35 人
④入所施設からの地域生活に移行する人	15 人
⑤精神科病院から退院し地域移行する人	24 人
⑥在宅のサービス未利用者からの新規利用者	10 人
⑦利用年限のある事業の終了者、就労による退所者など	28 人
平成 29 年度の利用見込者数（②+③+④+⑤+⑥-⑦）	740 人

※ ③④⑤⑥⑦の見込量は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間分

【(療養介護を除く) 日中活動系サービス全体 見込量確保のための整備方策】

- 市内の既存事業者による定員増や新たな事業展開が図られるよう働きかけるとともに、新規事業者の参入を勧奨し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。
- 自立支援協議会の通所サービス部会において、今後の利用ニーズに関する情報の共有を図り、利用者支援の課題について意見交換や研修を行うことによって、サービスの質の向上を図ります。

【療養介護 利用見込量】

単位：利用実人員

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
重症心身障害のある人 など	利用実人員	17 人	19 人	20 人	21 人

【療養介護 対象者】

- 筋委縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6の人
- 筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人で、障害支援区分が区分5以上の人
- 旧重症心身障害児施設に入所した人、または指定医療機関に入院した人であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する上記以外の人

(4) 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム） 利用見込量】

単位：利用実人員

		平成 25 年度 実績値	27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	利用実人員	23 人	36 人	38 人	40 人
知的障害のある人	利用実人員	100 人	115 人	123 人	131 人
精神障害のある人	利用実人員	24 人	27 人	29 人	31 人
合計	利用実人員	147 人	178 人	190 人	202 人

【共同生活援助（グループホーム） 見込量算出の考え方】

○平成 29 年度までのグループホームの利用者を下表のように見込み、202 人と算出しました。

区 分	見込者数
①平成 25 年度グループホームの利用者（実績値）	147 人
②平成 26 年度のグループホーム利用者（予測値）	167 人
③入所施設からの地域生活に移行する人（見込量 15 人）のうち、グループホームを利用する人（見込量）	13 人
④精神科病院から退院し地域移行する人（見込量 24 人）のうち、グループホームを利用する人（見込量）	12 人
⑤在宅生活からの新規利用者（見込量）	10 人
平成 29 年度の利用見込者数（②+③+④+⑤）	202 人

※ ③④⑤の見込量は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間分

【共同生活援助（グループホーム） 見込量確保のための整備方策】

- 地域移行をより一層推進していくため、グループホームの整備が促進されるよう、大阪府が進める府営住宅をはじめ公的住宅の積極的な活用などに向け、柔軟な運用や調整を図り、事業者働きかけます。
- 精神障害のある人のグループホームについては、現在精神障害のある人を主対象として事業を行っている法人等に協力を呼びかけていきます。
- 自立支援協議会のグループホーム部会において、職員に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるよう事業者働きかけます。

【施設入所支援 利用見込量】

単位：利用実人員

		平成25年度 実績値	27年度	28年度	29年度
身体障害のある人	利用実人員	36人	35人	34人	33人
知的障害のある人	利用実人員	45人	40人	39人	38人
精神障害のある人	利用実人員	0人	0人	0人	0人
合計	利用実人員	81人	75人	73人	71人

【施設入所支援 見込量算出の考え方】

○「入所施設から地域生活への移行」、「施設入所者数の削減」の目標数値を達成するための数値とします。

【施設入所支援 見込量確保のための整備方策】

○施設入所者の地域移行と在宅生活者の安定した地域生活の継続のために、相談支援の充実と在宅福祉サービスの拡充に取り組みます。

【居住系サービス全体 利用見込量】

単位：利用実人員

		平成25年度 実績値	27年度	28年度	29年度
身体障害のある人	利用実人員	59人	71人	72人	73人
知的障害のある人	利用実人員	145人	155人	162人	169人
精神障害のある人	利用実人員	24人	27人	29人	31人
合計	利用実人員	228人	253人	263人	273人

(5) 相談支援

【相談支援 事業内容】

サービス名		サービス内容
計画相談支援		・障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	地域移行支援	・入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住宅の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	地域定着支援	・居宅で単身等で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

○サービス利用計画は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者・障害児が対象です。また支給決定時に作成することも可能です。

【相談支援 利用見込量】

単位：月平均利用人数

		平成27年度	28年度	29年度
計画相談支援	利用人数	288人	305人	323人
	身体障害のある人	104人	110人	116人
	知的障害のある人	92人	97人	103人
	精神障害のある人	63人	67人	71人
	障害のある児童	29人	31人	33人
地域移行支援	利用人数	5人	10人	15人
	身体障害のある人	1人	1人	2人
	知的障害のある人	1人	4人	8人
	精神障害のある人	3人	5人	5人
地域定着支援	利用人数	20人	25人	30人
	身体障害のある人	4人	6人	8人
	知的障害のある人	8人	9人	10人
	精神障害のある人	8人	10人	12人

【相談支援 見込量算出の考え方】

○国の基本指針では、平成27年4月より、すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象者として利用者数及び見込量を設定することとしています。

しかし、現状は、相談支援事業者数が不足していること、相談支援専門員数が養成・確保されていないことから、平成26年12月において、24.8%の達成率に留まっています。平成27年度に向け、できる限り達成率を上げていくようサービス利用者への働きかけ、事業者の確保をしていきます。

○地域移行支援については、入所施設や精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して利用者数及び見込量を設定しました。

○地域定着支援については、単身の人や家庭の状況などにより、同居している家族による支援を受けられない人、地域生活に移行する人の数をもとに利用者数を見込みました。

【相談支援 見込量確保のための整備方策】

○今後さらに、利用者に対し本事業の周知を図るとともに、介護保険の居宅支援事業者や障害福祉サービス事業者等に相談支援事業への参入を勧奨していきます。

【守口市内の指定特定相談支援事業所】（平成27年3月現在）

事業所の名称	運営法人
守口障害者生活支援事業所(みみ)	(公益社団) 大阪聴力障害者協会
地域生活支援センター シュポール	(医) 西浦会
守口市立 わかたけ園	(社福) 守口市社会福祉協議会
さいな	(社福) 明日葉
守口障害者支援センター ひだまり	(社福) 大阪府肢体不自由者協会
ういずサポートセンター守口	(社福) 路交館
相談支援事業所 さくら	(社福) 路交館
守口市立 わかくさ・わかすぎ園	守口市
オールケア大日	(株) オールケアライフ

3 地域生活支援事業の実施状況及び利用見込みと整備方策

(1) 相談支援事業

【相談支援事業 実施状況及び整備見込量】

事業名	平成24年度～26年度 実施状況	27年度～29年度 整備見込量
障害者相談支援事業	平成18年度から実施	継続実施
	4か所	4か所
基幹相談支援センター	平成25年10月設置	継続実施
基幹相談支援センター機能強化事業	平成21年度から実施	1か所
地域自立支援協議会	平成19年12月設置	継続設置
	全体協議会、運営委員会、 専門部会（6部会）を定期開催	必要に応じ、専門部会やワーキンググループを設置
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	平成20年1月から実施	継続実施
	2か所	3か所
成年後見制度利用支援事業	平成14年度から実施	継続実施

○障害のある人などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、障害のある人や障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助等を行います。

○相談支援体制のさらなる充実が求められています。

障害者自立支援法施行後の取組みの中で、強化されてきた地域ネットワークをさらに推進します。

■障害者虐待の防止に向けた体制整備について

平成22年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が成立し、平成24年10月に施行されました。

同法には、虐待が障害のある人の尊厳を傷つけるものであるとし、虐待の禁止、予防、早期発見、虐待の防止に係る責務等が明記されるとともに、市町村の部局または施設が、虐待通報の窓口や相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすことが規定されています。

市では、平成25年10月に「虐待防止センター」を基幹相談支援センターに設置しました。

【障害者相談支援事業 事業内容】

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	①福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等） ②社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ③社会生活能力を高めるための支援 ④ピアカウンセリング ⑤権利擁護のために必要な援助 ⑥専門機関の紹介 ⑦地域自立支援協議会の運営

○障害のある人の福祉に関するさまざまな問題について、障害のある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

【障害者相談支援事業 実施状況】

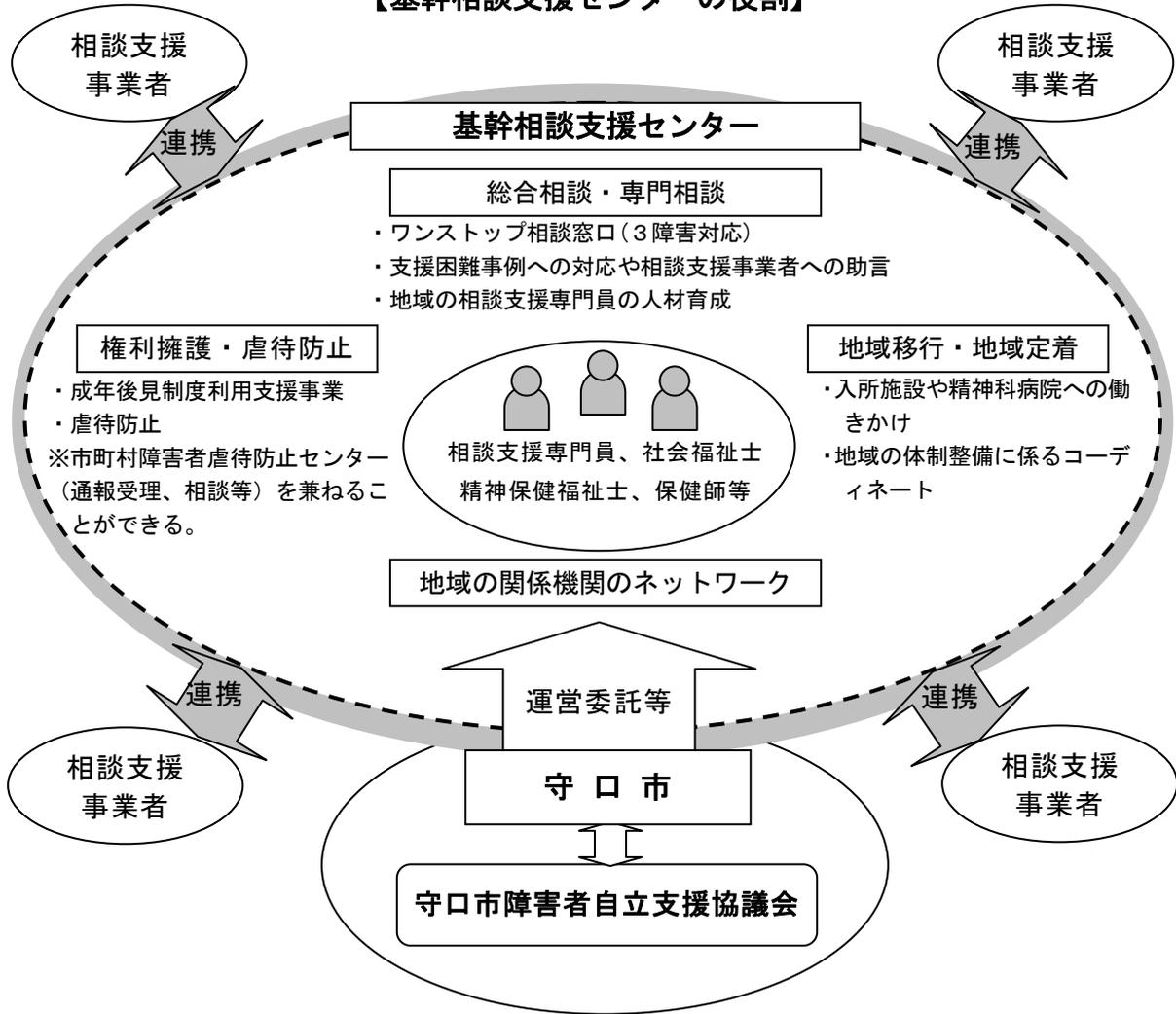
相談支援事業所	職員体制（平成25年度）
守口障害者生活支援事業所（みみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員……2名 ・ピアカウンセラー…4名（視覚2名、聴覚1名、肢体1名） ・運営……（公益社団法人）大阪聴力障害者協会
地域生活支援センター シュポール	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員……2名 ・併設の地域活動支援センターに支援員…3名（ほぼ全員が精神保健福祉士） ・運営……（医療法人）西浦会
守口市立 わかくさ・わかすぎ園	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員……2名 ・相談・訪問支援員…2名（必要に応じ本体施設の心理職・理学療法士などの専門職が対応） ・運営……守口市
守口市立 わかたけ園	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員……1名 ・相談員………1名（必要に応じ精神科嘱託医及び本体事業の生活支援員が対応） ・運営……（社会福祉法人）守口市社会福祉協議会

○市が自ら行うか、または常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託が可能とされています。

【基幹相談支援センター 事業内容】

- 平成25年10月より、「障害者基幹相談支援センター」「障害者虐待防止センター」事業を公益社団法人大阪聴力障害者協会に委託しました。
 - 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等の業務を総合的に行うことにより、本市における障害者相談支援体制の強化及び権利擁護の充実を図ります。
- また、第4期障害福祉計画においては、障害者の地域生活を支援する地域生活拠点等のコーディネーターの役割も期待されます。

【基幹相談支援センターの役割】



【基幹相談支援センター機能強化事業 実施状況、整備見込量及び見込量確保のための整備方策】

- 一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置し、困難ケースへの対応や地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言を行い、相談支援機能の強化を図るものです。

- 平成25年10月から、専門職員を配置し、公益社団法人 大阪聴力障害者協会に委託して、実施しています。
- 引き続き、継続し機能の強化充実を図ります。

【障害者自立支援協議会 実施状況】

- 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村に設置が義務づけられました。
- 平成19年12月に「守口市障害者自立支援協議会」が設置され、全体協議会のもとに運営委員会を置き、また実務者レベルの6つの専門部会を設置しています。各機関・団体の日常業務やケア会議の中で明らかになった地域の情報や課題を共有し解決のための方策を検討します。
- 中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関によるネットワーク構築や地域の社会資源の開発・改善等に向けた協議を行う重要な場となります。
- また、障害者相談支援事業を委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、自立支援協議会で、委託事業者の事業計画等について事業評価などを行うことが適当とされています。

【障害者自立支援協議会 整備見込量及び見込量確保のための整備方策】

- 既存の各種会議・ネットワークと連携し、地域の課題が幅広く検討・共有できる体制づくりを進めます。
- 平成24年4月からの制度変更（「地域移行支援」・「地域定着支援」の個別給付化と各種大阪府事業の廃止等）に伴い、自立支援協議会の専門部会（精神部会・権利擁護部会）にワーキンググループを立ち上げました。

【居住サポート事業 事業内容】

○賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、契約行為や保証人の確保等が困難なため、入居が困難な障害のある人に対し、家主・不動産業者等との仲介をするなど個別に支援し、地域での住居の確保を図ります。

【居住サポート事業 実施状況、整備見込量及び見込量確保のための整備方策】

- 平成20年1月から、「みみ」と「シュポール」の2か所に委託して実施しています。平成26年度までに1か所増を目指しましたが、未達成です。
- 入所施設からの地域移行や精神障害のある人の社会的入院の解消のための支援ネットワークに本事業を位置づけ、平成29年度までに1か所増を目指します。
- 指定相談支援事業者と協議し、事業実施を働きかけます。
- 居住サポートの支援の力量を高めるため、大阪府が実施する研修等に積極的な参加を呼びかけます。

【成年後見制度利用支援事業 事業内容】

○認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人を保護・支援する成年後見制度において、身寄りがない場合や、後見開始の審判の申立てをする親族がいないなどの理由で制度の利用が困難な人に対し、市町村が支援するものです。

【成年後見制度利用支援事業 利用実績及び利用見込量】 単位：実利用者数

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	4人	0人	1人	4人	4人	4人

- 親族がいる場合も成年後見制度についての問い合わせや相談が増えており、制度の説明や手続き支援を行っています。市の職員や障害者相談支援事業所が確かな知識をもち、情報提供・相談支援できるよう、成年後見利用支援に関する経験の共有を図り、また講師による研修会を行いました。
- また、「障害者理解促進・ボランティア養成事業」により、地域別に当事者・家族向けの出前講座を開催し、制度の周知を図りました。

【成年後見制度利用支援事業 見込量確保のための整備方策】

- 市の職員や障害者相談支援事業所の支援力をさらに高めるため、今後とも大阪府、家庭裁判所、弁護士会などが開催する研修等を積極的に受講するよう勧奨します。
また、守口市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（もりぐち／さぽーと）との役割分担と連携を図ります。
- 成年後見制度が有効に活用されるよう、市広報紙やFMはなこ、基幹相談支援センターを通じて、さらなる広報活動を行います。

■日常生活自立支援事業について

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、権利擁護に関する相談に応じ貴重品管理等の支援を行っています。利用希望者の急増により、待機者が多く、必要な対象者がいつでも利用できるよう体制整備が課題となっています。

日常生活自立支援事業	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
契約者数	41 人	43 人	42 人	46 人	56 人

(2) 意思疎通支援事業

【意思疎通支援事業 実施状況・利用実績】

(年間実績・見込量)		平成 23年度	第3期計画		
			24年度	25年度	26年度 (計画値)
手話通訳者設置事業	実設人数	2人	2人	2人	2人
手話通訳者派遣事業	実利用者数	20人	19人	17人	30人
	派遣件数	303件	197件	230件	420件
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0人	0人	0人	2人

○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある人を対象として、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等によるコミュニケーション支援を行います。

【意思疎通支援事業の整備見込量・利用見込量】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者設置事業	実設人数	2人	2人	2人
手話通訳者派遣事業	実利用者数	20人	20人	20人
	派遣件数	300件	300件	300件
要約筆記者派遣事業	実利用者数	2人	2人	2人

【手話通訳者設置 事業内容】

○従来から障害福祉課に2名の手話通訳のできる職員を配置していましたが、平成21年4月に、手話通訳士資格（厚生労働省認定）をもつ職員4名が新規に採用され、市民課、保険課、生活福祉課などに事務職員として配属されました。これらの課では、手話通訳を必要とする市民が来所されたとき、障害福祉課から通訳者が出向かなくても、直接その課で対応できるようになりました。

○今後も手話通訳士資格を持った職員の配置を拡充していきます。

【手話通訳者設置 見込量確保のための整備方策】

○障害福祉課では、今後も手話通訳者2名配置の体制を維持し、相談やコミュニケーション支援を充実します。

【手話通訳者派遣事業 見込量算出の考え方】

○平成23年度から25年度までの利用の動向により、今後の利用量を見込みました。また、平成26年9月の団体調査における守口市身体障害者福祉会ろうあ部会の意見を踏まえました。

【手話通訳者派遣事業 見込量確保のための整備方策】

- 手話通訳者派遣については、従来は手話奉仕員の派遣を行っていましたが、平成18年度からは、事業を社団法人大阪聴力障害者協会（現在は公益社団法人）に委託し、より高い技能をもつ手話通訳者レベルの派遣を行っています。
- 身近に手話のできる人を増やしていくため、また手話通訳者の技能を取得する第一歩として、市で『手話奉仕員』養成講座を継続して開催します。
- さらに、手話奉仕員養成講座の修了者のレベルアップを図るため、研修機会を設け、市内在住の手話通訳者の確保を図ります。
- 「生活実態・意向調査」の結果から、従来の点字・音訳・手話・筆談等に限らず、多様なコミュニケーション手段が求められていることがわかりました。必要とされる支援が行えるよう当事者などの意見を聞き、検討していきます。

【要約筆記者派遣事業 事業内容・見込量算出の考え方】

- これまで派遣の申請はありませんが、ニーズ把握に努め事業の周知を図ります。

【要約筆記者派遣事業 見込量確保のための整備方策】

- 要約筆記の派遣を専門的に行う法人に委託し実施していきます。

(3) 手話奉仕員養成研修事業

【手話奉仕員養成講座 事業内容】

講座	対象	ねらい	回数
入門講座	・初めて手話を学ぶ人	・手話への関心を高め、手話奉仕員を目指す第一歩とする	年間20回
基礎講座	・入門コースを修了した人 ・手話による自己紹介ができる程度の人	・スキルアップを図り、大阪府が実施する手話通訳者養成講座を受講できるレベルを目指す。	年間23回

○市民が手話に対する関心を持ち、身近な地域の中に手話のできる人を増やしていくため、手話奉仕員の養成講座を毎年開催しています。平成18年度からは、大阪聴力障害者協会に委託して実施しています。受講は無料です(テキスト代自己負担)。

【手話奉仕員養成研修事業 実績】

	平成22年度		23年度		24年度		25年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
入門講座	28人	21人	23人	14人	25人	14人	11人	7人
基礎講座	25人	20人	22人	19人	18人	13人	16人	10人

○入門・基礎講座の受講者・修了者が、さまざまなイベントや手話サークル「あすなろ」などで活動することによって、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを図れるよう、働きかけていきます。また、市内在住の手話奉仕員が大阪府の手話通訳者の資格を取得するよう働きかけます。

【手話奉仕員養成講座の整備見込量・利用見込量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入門講座	22人	22人	22人
基礎講座	20人	20人	20人

(4) 日常生活用具給付等事業

【日常生活用具給付等事業 利用実績】

分類・用具	23年度	24年度	25年度	26年度 (計画値)
介護・訓練支援用具	13件	5件	15件	22件
特殊寝台	6件	2件	9件	
特殊マット	6件	3件	4件	
特殊尿器	0件	0件	0件	
入浴担架	1件	0件	0件	
体位変換器	0件	0件	0件	
移動用リフト	0件	0件	0件	
訓練いす(児のみ)	0件	0件	1件	
訓練用ベッド(児のみ)	0件	0件	1件	
自立生活支援用具	65件	50件	55件	60件
入浴補助用具	18件	11件	8件	
便器	0件	1件	4件	
頭部保護帽	7件	15件	17件	
T字状・棒状のつえ	13件	13件	11件	
移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	16件	0件	6件	
特殊便器	5件	2件	1件	
火災警報器	1件	1件	1件	
自動消火器	0件	0件	1件	
電磁調理器	1件	4件	3件	
歩行時間延長信号機用小型送信機	0件	0件	0件	
聴覚障害者用屋内信号装置	4件	3件	3件	
在宅療養等支援用具	29件	21件	22件	30件
透析液加温器	4件	3件	2件	
ネブライザー(吸入器)	3件	3件	9件	
電気式たん吸引器	17件	13件	10件	
酸素ボンベ運搬車	0件	0件	0件	
盲人用体温計(音声式)	2件	2件	1件	
盲人用体重計	3件	0件	0件	
情報・意思疎通支援用具	47件	32件	34件	45件
携帯用会話補助装置	3件	0件	0件	
情報・通信支援用具	3件	1件	4件	
点字ディスプレイ	0件	0件	0件	
点字器	0件	1件	2件	
点字タイプライター	0件	1件	1件	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	4件	8件	9件	
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	0件	0件	0件	
視覚障害者用拡大読書器	7件	6件	3件	
盲人用時計	7件	1件	7件	
聴覚障害者用通信装置	7件	5件	5件	
障害者用情報受診装置	5件	1件	0件	
人工咽頭	4件	3件	3件	
点字図書	7件	5件	0件	
排泄管理支援用具	3,113件	3,977件	3,577件	3,700件
ストマ装具	2,495件	3,189件	2,799件	
紙おむつ等	618件	788件	777件	
収尿器	0件	0件	1件	

注) ストマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とする。

○障害のある人の日常生活をより円滑に行うことができるよう、障害の種別・程度、必要性等により、日常生活用具を給付または貸与する事業です。

【日常生活用具給付事業 利用見込量】

	平成27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	15件	20件	25件
自立生活支援用具	55件	60件	65件
在宅療養等支援用具	25件	30件	35件
情報・意思疎通支援用具	35件	40件	45件
排泄管理支援用具	3,600件	3,650件	3,700件

【日常生活用具給付事業 見込量算出の考え方】

- それぞれの日常生活用具について、平成23年度から平成25年度までの給付実績の動向と「生活実態・意向調査」の結果等から、平成29年度までの利用量を見込みました。なお、介護保険から同様のサービスが受けられる場合は、介護保険が優先であるため、手帳所持者の年齢構成に留意し、算出しました。
- 「排泄管理支援用具」とは、人工肛門・人工膀胱等の造設者のためのストーマ関連用具及び紙おむつ等です。患者数の増加とともに給付量が増えています。
- 居宅の段差解消や手すり等の設置、浴室・トイレ等の改修については、別途「重度障害者等の世帯に係る住宅改造助成事業実施要綱」に基づき実施しています。

【日常生活用具給付事業 見込量確保のための整備方策】

- 日常生活用具の範囲・対象者・基準額等については、今後さらに利用者のニーズを把握しながら、事業の充実・見直しを図ります。

■補装具について

「補装具」とは、「失われた身体機能を補完、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの」で、義肢、車いす、歩行器、補聴器、盲人安全杖などがあります。日常生活用具が市町村ごとの事業であるのに対し、補装具は、全国一律の制度です。

(5) 移動支援事業

【移動支援事業 対象者・内容】(平成26年10月時点)

対象者	事業内容
障害のため、外出が困難な障害のある人・児童 ・身体障害者手帳1・2級の全身性障害 ・単独では外出が困難な知的障害、精神障害 ・その他上記に準じる状態	・余暇活動等社会参加のための外出 ・その他特に必要と認められる外出 ※指定居宅介護事業者に委託して実施しています。

○移動支援(ガイドヘルプサービス)は、一定の重度の障害がある人が、介護給付の対象であり、「行動援護」や「重度訪問介護」の中で移動支援も提供されることになります。

○視覚障害のある人の移動支援は「同行援護」となりました。

○従来、移動支援の対象であった「公的機関への外出等社会生活上必要不可欠な外出」は、介護給付の「居宅介護」の対象に制度変更されました。

【移動支援事業 利用実績】

上段：年間実利用者数 下段：年間利用時間総数

		平成 23年度	第3期計画		
			24年度	25年度	26年度 (計画値)
移動支援	実利用者数	348人	323人	418人	332人
	利用時間総数	60,143時間	54,568時間	58,785時間	56,041時間
身体障害のある人	実利用者数	144人	120人	159人	110人
	利用時間総数	29,227時間	22,467時間	22,732時間	23,950時間
知的障害のある人	実利用者数	119人	127人	166人	134人
	利用時間総数	20,172時間	22,514時間	27,818時間	22,776時間
精神障害のある人	実利用者数	15人	16人	28人	15人
	利用時間総数	2,028時間	2,495時間	3,273時間	1,618時間
障害のある児童	実利用者数	70人	60人	65人	73人
	利用時間総数	8,716時間	7,092時間	4,962時間	7,697時間

【移動支援事業 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：年間利用時間総数

		平成 27 年度	28 年度	29 年度
身体障害のある人	実利用者数	181 人	190 人	200 人
	利用時間総数	21,243 時間	22,305 時間	23,420 時間
知的障害のある人	実利用者数	208 人	218 人	229 人
	利用時間総数	34,466 時間	36,189 時間	37,998 時間
精神障害のある人	実利用者数	41 人	42 人	43 人
	利用時間総数	4,374 時間	4,461 時間	4,550 時間
障害のある児童	実利用者数	64 人	65 人	66 人
	利用時間総数	3,846 時間	3,923 時間	4,001 時間
合 計	実利用者数	494 人	515 人	538 人
	利用時間総数	63,929 時間	66,878 時間	69,969 時間

【移動支援事業 見込量算出の考え方】

○ニーズが高く、今後とも利用増が見込まれるサービスです。これまでの利用実績と各障害者手帳の増加率を勘案し、平成 26 年度の利用量を 25 年度実績の身体障害は 1.05 倍、知的障害は 1.05 倍、精神障害は 1.02 倍、児童は、1.02 倍と予測しました。その上で、27 年度以降も各障害について、毎年度、同率増として算出しました。

【移動支援事業 見込量確保のための整備方策】

○移動支援事業については、指定居宅介護事業者のほぼすべてが参入し事業所数は非常に多いですが、団体調査の結果や利用者からは、事業所により、またヘルパーにより力量の格差が大きいことが指摘されています。サービスの質的向上を図ることが課題となっており、事業所に対してガイドヘルパーの知識・スキル向上のための講座・講習等の受講を勧奨します。

(6) 地域活動支援センター事業

【地域活動支援センター事業 内容】

事業区分		内容
基礎的事業		在宅の障害のある人を対象に、施設通所による創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じた事業を実施します。
地域活動支援センター機能強化事業	I型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア養成、障害についての理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 1日当たりの実利用人員がおおむね20名以上であること。 *障害者相談支援事業を併せて実施することが要件
	II型	雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 1日当たりの実利用人員がおおむね15名以上であること。
	III型	次に掲げるいずれかの事業。 ・障害者福祉作業所または小規模通所授産施設（以下「作業所等」という。）の運営実績をおおむね5年以上有し、現に安定的な運営が図られている作業所等が、その事業内容を継続実施する。 ・自立支援給付事業（生活介護、訓練等給付）を実施する事業所に併設して地域活動支援センター事業を実施する。 いずれの場合も、1日当たりの実利用人員がおおむね10名以上であること。

○障害のある人に、創作的活動、生産活動の機会等、日中活動の場を提供します。

○社会との関わりをもたず自宅で過ごす人にとっては、社会参加の第一歩となり、仲間と安心して過ごせる「居場所」として重要な役割を果たします。

【地域活動支援センター事業 利用実績及び利用見込量】

(年間実績・見込量)		平成 24年度	25年度	26年度 計画値	27年度	28年度	29年度
基礎的事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	90人日	90人日	105人日	90人日	105人日	105人日
機能強化事業	I型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	II型	○か所	○か所	1か所	○か所	1か所	1か所
	III型	○か所	○か所	○か所	○か所	○か所	○か所

【地域活動支援センター事業 見込量確保のための整備方策】

- Ⅰ型は、「シュポール」での事業を継続実施します。シュポールは平成12年5月に旧精神保健福祉法に基づく精神障害者地域生活支援センターとして開設以来、精神障害の人を主対象としてさまざまな活動を行っています。
- 在宅の障害のある人のニーズとして、福祉的就労や訓練としての場だけでなく、「仲間とともに活動的に過ごせる場所」や「安心してゆっくりと過ごせる居場所」が求められています。精神障害者支援部会での調査・意見交換をはじめ、今後さらに「障害のある人のニーズにあった居場所」の検討を進めます。
- Ⅱ型については、「障害のある人のニーズに合った居場所」などの検討を行いつつ、平成28年度において1か所分を見込みます。

(7) 理解促進研修・啓発事業

【理解促進研修・啓発事業 事業内容】

- 平成22・23年度の2か年は、国の「ふるさと雇用再生基金事業」を活用して、「守口市障害者理解促進・ボランティア養成事業」を実施しました。
- 平成24年度から国の地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業が必須になり、引き続き障害のある人の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するための事業を行っています。
- 出前講座を中心とする多様な取り組みにより多くの参加者があり成果をあげています。

【理解促進研修・啓発事業 平成25年度実績】

	事業内容
出前講座	44 機関 (小学校 23、当事者団体 9、ボランティア団体 8、事業所 4 にて実施)
募集型講座	実施回数 5 回 (音声解説ボランティア養成講座、要約筆記ボランティア養成講座などのべ参加者 319 名)

【理解促進研修・啓発事業 見込量確保のための整備方策】

- 自立支援協議会の意見を参考に、より一層、障害のある人に関する理解を深めるため、研修・啓発事業を実施していきます。
- 障害のある人に関する理解に深めるため、地域のさまざまな機会や場を活用し、障害者体験や手話や点字講習などの開催を働きかけていきます。

(8) 自発的活動支援事業**【自発的活動支援事業 事業内容】**

○障害のある人等が自立した日常生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

【自発的活動支援事業 整備方策】

○関係機関や団体などと、実施方法等について検討します。

(9) 日中一時支援事業**【日中一時支援事業 利用実績】**

	平成 22 年度 実績値	第 3 期計画(平成 25 年度)		
		計画値	実績値	計画達成率
月平均利用者数	33 人	10 人	14 人	140%
年間利用日数総数	1,915 人日	480 人日	465 人日	97%
事業所数	20 か所	15 か所	18 か所	120%

○家族の就労や病気等により、日中介護する人がいないため、一時的に介護・見守り等の支援が必要な人や日中活動を必要とする在宅の人を対象として、障害のある人を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。

【日中一時支援事業 利用見込量】

	平成 26 年度 見込量	27 年度	28 年度	29 年度
月平均利用者数	10 人	15 人	15 人	15 人
年間利用日数総数	480 人日	470 人日	475 人日	480 人日
事業所数	15 か所	18 か所	18 か所	18 か所

【日中一時支援事業 見込量算出の考え方】

○日中一時支援事業の内容は、障害者自立支援法の全面施行により国制度としては廃止された「日帰り短期入所」に当たります。市は、短期入所施設と契約して地域生活支援事業として継続実施してきました。しかし、最近は、市外の遠方の事業所の中には利用がほとんどない所もあり、契約事業所数は減っています。

○「放課後等デイサービス」が新設されたことから、日中一時支援事業を利用していた児童は、「放課後等デイサービス」の利用に移行するものと考えられます。また、日中一時支援事業から放課後等デイサービスに事業所指定の変更を行う事業所も予測されます。

【日中一時支援事業 見込量確保のための整備方策】

○「日帰り短期入所」のニーズがあることから、引き続き事業を継続していくために事業所の確保に努めます。

(10) 訪問入浴サービス事業

【訪問入浴サービス事業 利用見込量】

	平成 25 年度 実績	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
利用回数総数	36 人日	72 人日	72 人日	72 人日

【訪問入浴サービス事業 見込量算出の考え方】

○ホームヘルパーによる自宅での入浴介助や通所サービスでの入浴も困難な重度の肢体不自由のある人が対象で、訪問入浴車等により事業者が訪問し、居宅において入浴サービスを提供します。平成 21 年度まで毎年 4・5 人の利用がありましたが、その後、市内の生活介護事業所等への通所、入浴利用が可能となるなど、平成 22・23 年度の利用は減少しています。第 3 期計画では、各年度の利用は 1 人でした。

○今後も、特殊浴槽を備えている生活介護事業所や介護保険のデイサービスでの入浴が一般的になるものと考えられ、最近の実績から第 4 期計画では、毎年 2 人の利用を見込みます。利用回数については、訪問入浴を必要とする人は通所や外出も困難な最重度の人で、体調により入浴を控えなくてはならないことも多いことから、年間平均月 3 回程度として算出しました。

【訪問入浴サービス事業 見込量確保のための整備方策】

○指定訪問入浴介護事業者に委託して実施します。

(11) その他社会参加促進事業等

【市民スポーツ大会】

～平成25年度 第33回守口市市民スポーツ大会「ジョイスportsもりぐち」～

日時／会場		内容	その他
10月13日 (日)	守口市民体育館	ふれあいゲーム(風船割り、パン食い競走、玉入れ、綱引き、3B体操、フォークダンス等)	参加者： ・障害のある人、家族、関係者、市内施設・通所サービス事業所、ボランティア等約1,000人 主催： ・守口市、守口市教育委員会、守口市スポーツ振興事業団
	守口市民球場	グラウンドゴルフ大会	
10月14日 (月・祝)	守口市民球場	ペタンク大会	

○毎年、体育の日を含む2日間にわたり、市民がスポーツを通じて健康の保持・増進に努め、障害のある人とない人とがスポーツやゲームをともに楽しむ中で交流を深めることを目的に、市民スポーツ大会が開催されています。今後も、年齢や障害の状態に応じた競技内容やみんなが参加し楽しめるゲームを工夫し、開催していきます。

【点字・声の広報等発行事業】

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
点字広報	利用者人数	15人	15人	12人	今後も必要とされる方全員にお届けします。		
声の広報	利用者人数	28人	27人	28人			

※24・25年度は、各年度3月末の人数。26年度は、9月1日時点の人数

○視覚障害のある人に、点字や音声テープによる市の広報紙を発行し届けています。

【自動車改造助成事業】

○身体障害者手帳等を所持する人が、自ら所有し運転する自動車について、手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる場合に、改造費を助成します。

- ・1人1台限り、自動車の改造に要した費用の一部を助成。
- ・運転免許証に運転できる自動車の種類等を限定する旨の条件(自動車改造に係る限定条件)を付されていることが必要です。

○自動車改造助成事業の実績は、平成23年度、24年度は各1件、25年度は2件ありました。第4期計画においては、各年度3件を見込みます。

【障害者（児）団体社会参加活動移動費補助金交付事業 実績】

	助成団体	その他
平成25年度 （実績）	7団体 （年間のべ利用者 247人）	対象団体： ・社会参加活動実績のある市内の障害者団体（市への事前登録が必要、無認可作業所等が指定障害福祉サービス事業所に移行したものは対象外） 補助対象： ・1団体につき年1回（2日以内）

○障害のある人や児童の社会参加を促進するため、守口市内の障害者団体・当事者グループ等が行う社会見学、生活訓練、野外レクリエーション等の社会参加活動に必要なバスの借上げ料等の経費の一部を補助しています。

【障害のある人の教養講座 事業内容】

	内容	その他
平成25年度 （実績）	・華道・茶道 ・年15回	障害者・高齢者交流会館： ・ボランティアの講師により、通年クラブ活動が行われています。

○障害のある人の生活を豊かにし社会参加の促進を図るため、障害者・高齢者交流会館で、教養講座を行っています。講座の内容について、障害のある人の意見や要望を聴取し、また委託相談支援事業所等と検討しながら充実を図ります。

【福祉ホーム事業 事業内容】

○障害のある人（常時の介護や医療を必要とする状態の人は除く。）で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な人に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用と日常生活に必要な便宜を提供する事業です。福祉ホームは府内に数箇所ときわめて少なく、本市では平成21年度から身体障害者福祉ホームに1人の利用でした。その後、当該福祉ホームはグループホームに移行し、福祉ホームの利用者はありませんでしたが、今後、府内・府外の福祉ホームの利用の可能性もあるため、事業を継続します。

4 障害児支援サービスの利用見込みと整備方策

(1) 障害児通所支援

【児童発達支援 利用見込量】 上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 27 年度	28 年度	29 年度
障害のある児童	実利用者数	74 人	77 人	81 人
	利用日数総数	849 人日	891 人日	936 人日

※「実利用者数」とは、在籍児の実人数ではなく、月平均利用者を指します。

【児童発達支援 見込量算出の考え方】

- 守口市には、福祉型児童発達支援センター（守口市立わかくさ・わかすぎ園）があり、本市の早期療育・発達支援の専門施設として運営しています。
- 「わかくさ・わかすぎ園」における児童発達支援の見込量は、平成 25 年度までの利用状況を基礎に、市民保健センターにおける乳幼児健診の結果等も勘案して見込みました。

【わかくさ・わかすぎ園における児童発達支援 見込量】 単位：月平均実績・見込量

		平成 24 年度	25 年度	26 年度 (4~11 月)	27 年度	28 年度	29 年度
わかくさ・ わかすぎ園	年間在籍者数	38 人	66 人	54 人			
	月平均利用者数	68 人	42 人	32 人	42 人	47 人	52 人
	月平均利用日数	715 人日	777 人日	613 人日	777 人日	816 人日	857 人日
	月平均 1 人あ たりの利用日 数	138 日	141 日	91 日			

■市民保健センターの乳幼児健診の状況（平成 25 年度）

単位：回・人

乳幼児 健診	一般健康診査									精密健康診査				
	開 催 回 数	対 象 人 員	受 診 実 人 員	受診結果						受 診 実 人 員	受診結果			未 受 診
				異 常 な し	要 指 導	既 医 療	要 観 察	要 医 療	要 精 密		異 常 な し	要 観 察	要 医 療	
4ヶ月児	48	1,071	1,032	785	91	33	95	0	28	25	4	19	2	3
1歳6ヶ月児	24	1,021	940	316	21	3	592	0	8	3	0	3	0	5
3歳6ヶ月児	24	1,071	861	338	207	12	151	0	153	121	75	42	4	32

【医療型児童発達支援 見込量】 上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 27 年度	28 年度	29 年度
障害のある児童	実利用者数	2 人	2 人	2 人
	利用日数総数	16 人日	18 人日	20 人日

- 医療型児童発達支援は、児童発達支援に医療機能を併せもつサービスです。
- 「わかくさ・わかすぎ園」では、これまでどおり、小児科・整形外科等の専門医師を囑託し、心理職・理学療法士・言語聴覚士等を配置して療育・訓練を行いますが、医療型ではないため、医療型発達支援は市外の医療機関を併せもつ施設の利用になります。

【医療型児童発達支援 見込量算出の考え方及び見込量確保のための整備方策】

- 市外の専門病院に併設された通園施設の利用状況により見込みました。
- 市と保健所、市民保健センター、医療型児童発達支援施設などとの連携により、対象児童の把握と施設の円滑な利用を図ります。

【放課後等デイサービス 見込量】 上段：実利用者数 下段：月平均利用日数総数

		平成 27 年度	28 年度	29 年度
障害のある児童	実利用者数	147 人	162 人	178 人
	利用日数総数	1,038 人日	1,142 人日	1,258 人日

- 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。

【放課後等デイサービス 見込量算出の考え方及び見込量確保のための整備方策】

- 平成 24 年度・25 年度の実績を基に利用のニーズが高いことから、毎年度の伸び率を 1.10 としました。

【保育所等訪問支援 見込量】

単位：月平均訪問回数

		平成 27 年度	28 年度	29 年度
障害のある児童	訪問回数	8 回	10 回	10 回

○保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児施設で障害のある児童に対する指導経験のある児童指導員・保育士・専門職等が訪問支援することにより、保育所等の安定した利用を促進するものです。

【保育所訪問支援 見込量算出の考え方及び見込量確保のための整備方策】

○平成 24 年、平成 25 年度の実績を基に見込みました。

○「児童発達支援センターわかくさ・わかすぎ園」で実施していきます。

【保育所等訪問支援のイメージ】

対 象 児 童	保育所や児童が集団生活を営む施設等に通う障害のある児童 ※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断 発達障害のある児童、その他の気になる児童を対象とする
訪 問 先 の 範 囲	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの
提供するサービス	障害のある児童が集団生活を営む施設に訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。 ① 障害のある児童本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等） ② 訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等） ・支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化 ・訪問担当者は、障害児施設で障害のある児童に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）を想定。

(2) 障害児相談支援

【障害児相談支援 利用見込量】

単位：月平均利用人数

		平成27年度	28年度	29年度
障害のある児童	利用人数	39人	42人	45人

- 児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用するすべての児童が対象です。
- 合わせて、障害福祉サービスも利用している児童については、障害児相談支援計画にその内容も入れて計画をたてます。
- 障害福祉サービスのみの利用の児童についても、計画相談の利用人数に見込んでいます。

【障害児相談支援 見込量算出の考え方】

	障害児通所支援の利用者見込み(※)	障害児相談支援の見込量
		月平均値(計画値)
平成27年度	231人	231人×2回÷12か月=39人
28年度	251人	251人×2回÷12か月=42人
29年度	271人	271人×2回÷12か月=45人

※児童発達支援（福祉型・医療型）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者の見込量の合計

- 1人当たり平均2回（年間）の相談支援の利用として算出しました。

【障害児相談支援 見込量確保のための整備方策】

～計画相談支援及び障害児相談支援について～

- 障害児を対象とする市内の相談支援事業者は現在3か所で、さらに確保が必要です。障害児への支援経験のある事業者に参入を働きかけます。